

平成 30 年 5 月 11 日  
自動車局整備課

「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」  
中間とりまとめの公表について  
～ 自動運転技術等に対応した自動車検査手法の導入に向けて ～

国土交通省は、平成 29 年 12 月より自動車の電子制御装置の機能確認の手法を確立するため、車載式故障診断装置（OBD：On-board diagnostics）を用いた自動車検査手法について検討して参りました。

これまでの検討を踏まえ、中間とりまとめを公表します。

近年、急速に普及が進む自動ブレーキや自動車線維持機能等の自動運転技術を搭載した自動車の使用過程時における適切な機能維持を図るため、自動車の電子制御装置まで踏み込んだ機能確認の手法を確立することが必要となっております。

このため、国土交通省では、自動車に搭載されているセンサ等の構成部品の異常を自己診断し記録する装置（車載式故障診断装置（OBD））を活用した自動車検査手法の導入について検討するため、平成 29 年 12 月に標記検討会を設置し、全 5 回にわたって議論を進めて参りましたが、今般、これまでの議論を踏まえ、中間とりまとめを公表いたします。

今後は、中間とりまとめに示された方向性に従い専門家ワーキングを設置し、OBD を活用した検査手法の詳細について議論を行っていく予定です。

（添付資料）

- ・ 「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」委員名簿
- ・ 「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」中間とりまとめ概要  
※ 中間とりまとめ本文については下記ホームページからご確認いただけます。

（国土交通省HP）

「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD\\_Inspection\\_System.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html)

※ 第 5 回検討会までの配付資料及び議事概要を掲載しております。

＜問い合わせ先＞

自動車局整備課 村井、奥村、伊堂寺  
代表：03-5253-8111（内線：42415）  
直通：03-5253-8599  
FAX：03-5253-1639